

【考え方】

マイナンバー制度は、「より公平・公正な社会保障制度や税制の実現」「行政運営の効率化」「国民の利便性の向上」を目的としており、その効果は、国、地方公共団体、医療保険者、国民や事業者まで広く官民に波及。但し、定性的な効果が多く、定量化を試みる際には、一定の前提の下での粗い試算にならざるをえない。

【試算方法の検討】

「行政機関等」における効果については、現行制度にて見込まれるものや制度を見直すことにより見込まれるもの等を検討・整理する方向。

「国民・事業者」における効果については、上記以外の定性的なものも含め整理する方向。

「マイナンバー」「マイナンバーカード」「マイナポータル」といった手段別の観点も考慮。

【現時点の状況】

例えば、現行法の下で情報連携の対象となっている約1,800事務で本格運用が開始されると、年間情報連携件数は約1.9億件の見込み。

住民票の写し、課税証明書等の各種申請等に必要な証明書発行は年間約9,300万枚削減の見込みと試算。
郵便等により行っていた公用照会は、年間約1億件削減の見込みと試算。

(数値は精査中。現行法上の全情報連携対象手続の本格運用を実施、マイナンバー・マイナンバーカードの提示等を前提。)

業務フローを想定しながら、「書類作成事務の削減」「窓口への移動時間等の削減」といった各種効果要素の組合せによる想定単価を設定し、それらに一定の前提を置いた発生件数を乗じて算出することなどを検討。

今後、整理や計数等の精査を行い、平成29年度中に公表できるよう作業中。